

双葉カレントフラッシュ

第1号

平成21年1月16日

平成21年4月から、リース取引の会計処理方法およびソフトウェアの会計処理方法が変わります。リース取引は、原則として、購入した場合に準じた会計処理が要求されます。また、ソフトウェアのうちの特定のものについて、その他の固定資産として計上し、減価償却をすることが要求されます。

【リース取引について】

1. 今般（平成20年9月）、文部科学省通知「リース取引に関する会計処理について」が公表され、平成21年4月以降のリース取引について適用されることとなりました。
2. これに関して、実務上の具体的な適用指針として、平成20年12月、日本公認会計士協会から学校法人委員会報告「リース取引に関する会計処理について（通知）」に関する実務指針の公開草案が公表されており、広く意見を募集・検討したうえで、今年度内に正式な委員会報告となる予定です。
3. 通知の要点は次のとおりです。
 - i. リース取引のうち、ファイナンス・リース取引については、重要性のないものを除き、資産の購入として会計処理をする。
 - ii. 購入処理をする場合の取得価額は、固定資産として計上されるものについては利子抜き法（リース料に含まれる利息部分を取得原価に含めない方法）を原則とするが、リース対象資産の総額に重要性のない場合には利子込み法を採用できる。また、消耗品等として費用処理されるものは、利子込み法を原則とする。
 - iii. 減価償却については、所有権移転リースによるものは通常の固定資産と同様の減価償却を行い、所有権移転外リースによるものはリース期間で減価償却する。
 - iv. 所有権移転外リースでリース料総額が300万円以下のものは賃貸借処理（リース料を支払う都度、賃借料等として処理する方法）が認められる。この場合、原則としてリース物件の種類、リース料総額、未経過リース料を計算書類に注記する。
4. 一方、法人税、消費税の扱いが、平成20年4月から改正されており、平成20年4月以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、重要性の有無にかかわらず、資産の購入として扱われることとなっていますが、法人税、消費税ともに、従前のように賃貸借処理（リース料を支払う都度、賃借料等として処理する方法）を行っていても、税務上、特段の調整をしないで済む扱いを認めています。したがって、今年度も、また来年度以後も税務上の調整は不要です。（ただし、消費税の申告に際し、早期に仕入税額控除を受ける等のために調整計算を行うことも可能です）

【ソフトウェアについて】

5. 今般（平成20年9月）、文部科学省通知「ソフトウェアに関する会計処理について」が公表され、平成21年4月以降に購入等されるソフトウェアについて適用されることとなりました。
6. これに関して、実務上の具体的な適用指針として、平成20年12月、日本公認会計士協会から学校法人委員会報告「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」に関する実務指針の公開草案が公表されており、広く意見を募集・検討したうえで、今年度内に正式な委員会報告となる予定です。
7. 通知の要点は次のとおりです。
 - i. ソフトウェアのうち、その使用により将来の収入獲得または支出削減が確実な場合には、固定資産計上基準額以上のものについては資産として計上する。
 - ii. 耐用年数は、学校法人が利用形態等を勘案して自主的に決定する。
 - iii. ソフトウェアをファイナンス・リースにより取得した場合には、まずリース取引通知を適用し、その結果売買処理を行うこととなるものについて、当通知に従い、資産計上または経費処理する。
 - iv. 資産計上の場合の計算書類上の表示は、資金収支計算書上は設備関係支出、貸借対照表上はその他の固定資産の中に各々、小科目を設けて表示する。
8. なお、リース取引、ソフトウェアともに、上記に従って会計処理を行った場合、経常費補助金対象経費に影響すること、および基本金の計算に影響することに留意が必要です。このうち、基本金計算上の扱いについては、日本公認会計士協会から今年度中に基本金に関するQ&Aの改正として公表が予定されています。

文部科学省所轄学校法人が行う付随事業・収益事業について、その規模等により、運営形態が整理される方向で、検討がすすめられています。

1. 今般（平成20年12月）、文部科学省より「文部科学省所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて（案）」が公表され、パブリック・コメントが行われました。
2. 収益を目的とせず、教育研究活動に関連する事業を付随事業として位置付け、その収入規模を、帰属収入の130分の30以下に限定したうえで、原則として、寄付行為への記載と、一部門としての区分経理を行うことが義務付けられる方向で、検討されています。
3. 私立学校法第26条の収益事業の規模を、全収益事業収入がその学校法人の帰属収入（収益事業収入を含まない）を上回らない規模に限定し、これを超えるものについては、事業の見直し（事業の縮小や別法人の設立）を検討することとされる模様です。

平成22年度以降の文部科学省所轄学校法人を対象とする監査業務について、日本公認会計士協会の審査が導入される見込みです。

1. 平成20年11月、日本公認会計士協会から、「文部科学大臣所轄学校法人監査の実施状況に関する審査の制度的実施の要綱（案）」の公開草案が公表されました。
2. これは、日本公認会計士協会の自主規制として、一定規模以上の学校法人監査（具体的には文部科学省所轄学校法人）について、日本公認会計士協会の監査業務審査会が、その実施状況および監査意見の妥当性を審査し、必要に応じて、指導・勧告を行うもので、平成22年度（平成23年3月終了年度）から導入される見込みです。
3. この制度の導入によって、監査を受ける側である学校法人が、直接影響を受けるものではありませんが、弊監査法人から提示資料の範囲拡大や、学校法人内の業務運営方法の整備・見直し等の要望をすることがあります。

事業報告書の記載例が公表される見込みです。

1. 周知のとおり、学校法人は、私立学校法に基づき、毎年度計算書類とともに事業報告書を作成しなければなりません。その記載事項については、文部科学省通知(平成16年16文科高第304号)に若干の項目を例示した記載例があるだけで、具体的な記載内容についての例示が公表されていませんでした。
2. 日本公認会計士協会では、一般に記載されている実例を参考にするとともに、計算書類と合わせてその背景となる学校法人の事業方針や事業内容を説明する、との事業報告書の作成趣旨を勘案し、具体的な記載内容を含んだ事業報告書の記載例を検討しており、早ければ今年度中に公表される見込みです。